

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 9 月 26 日 ( 月 ) 第 348 号

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (6件) (監理課取扱い) 2
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 公 告
- 令和4年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告 (交通指導課取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第699号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年9月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市東市来町湯田字山下平2463番, 2464番3, 2467番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
すみれ薬局	伊佐市大口上町12番地 7	令和 4 年 9 月 1 日	育成医療・更 生医療

**鹿 児 島 県 告 示 第 701 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番 5 号	令和 4 年 9 月 1 日	育成医療・更 生医療

**鹿 児 島 県 告 示 第 702 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
大口伊佐会営薬局	伊佐市大口宮人字鶴田502番 地146	令和 4 年 9 月 1 日	育成医療・更 生医療

**鹿 児 島 県 告 示 第 703 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 1 月 20 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市串良町上小原地内及び有里地内

**鹿 児 島 県 告 示 第 704 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 1 月 20 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市東原町地内

**鹿 児 島 県 告 示 第 705 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（ほ場整備外周部の復元測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 8 月 8 日から同年 10 月 10 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

**鹿児島県告示第 706 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 9 月 12 日から令和 5 年 1 月 25 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市樋脇町塔之原地内

**鹿児島県告示第 707 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 9 月 12 日から同年 11 月 18 日まで
- 3 作業の地域 阿久根市山下地内

**鹿児島県告示第 708 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 10 月 5 日から同年 11 月 20 日まで
- 3 作業の地域 阿久根市鶴川内地内

---

**公 告**

---

**開発行為に関する工事の完了公告**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南九州市川辺町野崎字西有村 4253 番，4253 番 1，4253 番 2，4254 番，4254 番 1，4255 番，4255 番 1，4256 番 1 及び 4257 番
- 2 公共施設の種類，位置及び区域  
道路 南九州市川辺町野崎字西有村 4253 番の一部，4253 番 1 の一部，4254 番の一部，4255 番の一部及び 4256 番 1 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
南九州市川辺町永田 4071 番地 3  
桑畑建設株式会社  
代表取締役 桑畑昭三

.....  
開発行為に関する工事の完了公告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
熊毛郡中種子町野間字川内坊10961番29, 10983番3及び10988番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大阪市城東区今福西六丁目8番19号  
新光糖業株式会社  
代表取締役 前田浩之

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

#### 1 設立の届出があった政治団体

##### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県伊佐市区支部	池畑 知行	猩々 義秋	伊佐市大口上町29-17	○	令和4年8月31日

##### (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池之上まこと後援会	橋口 敬二	岩崎 強志	垂水市中央町4-5	令和4年8月23日
言成会	町田 猛	岩崎 強志	垂水市田神2349	令和4年8月23日
サポートかのや	新地 順也	新地 順也	鹿屋市高須町1895番地1	令和4年8月19日
地域政党垂水の未来をあきらめない	岩崎 強志	岩崎 強志	垂水市下宮町8番地	令和4年8月23日

#### 2 異動の届出があった政治団体

##### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿屋支部	郷原 拓男	主たる事務所の所在地	鹿屋市郷之原町12678-1	鹿屋市田崎町2087-5	令和4年8月8日

		代表者の氏名	郷原 拓男	下本地 隆	令和 4 年 8 月 4 日
--	--	--------	-------	-------	-------------------

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
赤崎正剛君を育てる会（正友会）	赤崎 正剛	主たる事務所の所在地	鹿児島市新町 4-1	鹿児島市新町 4-14	令和 4 年 8 月 4 日
政治結社大隅同志会	杉尾 良一	主たる事務所の所在地	鹿屋市高須町 1805	鹿屋市川東町 7791	令和 3 年 10 月 20 日
		代表者の氏名	杉尾 良一	光同寺 勉	
徳田しゅうと後援会	濱崎 斉	代表者の氏名	濱崎 斉	海老原 利久	令和 4 年 3 月 31 日
成相大後援会	成相 大	会計責任者の氏名	西 征宏	柿木 沙織	令和 4 年 8 月 4 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
伊喜功後援会	大島郡伊仙町伊仙2596番地3	竹林 重明	令和 3 年12月31日
植山利博後援会	霧島市隼人町真孝781	植山 利博	令和 3 年12月31日
かわごえ貞夫後援会	霧島市牧園町高千穂3340-87	佐々良 正人	令和 3 年12月31日
日本共産党まつざき真琴後援会	鹿児島市吉野町6039の6	松崎 達朗	令和 4 年 7 月 31 日
橋口了後援会	薩摩川内市下甕町手打1302	橋口 了	令和 3 年12月31日
平石ひろみ後援会	南さつま市坊津町久志5010	平石 敏春	令和 3 年12月31日
山之内つよし後援会	鹿児島市西田1-15-14-2F	山之内 毅	令和 3 年12月31日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
赤崎 正剛	赤崎正剛君を育てる会（正友会）	主たる事務所の所在地	鹿児島市新町 4-1	鹿児島市新町 4-14	令和 4 年 8 月 4 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山之内 毅	山之内つよし後援会	令和 3 年12月31日

## 公安委員会公告

### 令和 4 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和 4 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和 4 年 9 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

## 1 実施日時

## (1) 駐車監視員資格者講習の日時

## ア 講習

令和 4 年 11 月 1 日 ( 火 ) 及び同月 2 日 ( 水 ) 午前 9 時から午後 5 時まで

## イ 修了考査

令和 4 年 11 月 4 日 ( 金 ) 午前 9 時から午前 10 時まで

## (2) 認定考査の日時

令和 4 年 11 月 4 日 ( 金 ) 午前 9 時から午前 10 時まで

## 2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館 5 階 501 会議室 ( 鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 )

## 3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて 6 人

## 4 講習の方法

## (1) 講習項目

## ア 交通警察総説

## イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

## ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

## エ 放置車両の確認等の実施要領等

## オ 基本的心構え及び職務倫理

## (2) 修了考査の実施

(1) の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の申請等に関する規則 ( 平成 16 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 23 号。以下「委託規則」という。 ) 第 9 条 第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

## 5 認定考査の方法

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第 10 条 第 4 項に規定する認定書を交付する。

## 6 講習及び認定考査の申請手続

## (1) 講習の申請手続

## ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者 ( 以下「申込者」という。 ) は、確認事務の委託法人の登録申請等に関する規則 ( 平成 17 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 12 号。以下「規則」という。 ) 第 4 条 第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書 ( 以下「申込書」という。 ) に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第 7 条 第 2 項に規定する写真 ( 申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真。以下同じ。 ) 1 枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

## イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

## (2) 認定考査の申請手続

## ア 提出書類等

(フ) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真 1 枚を申請書に貼り付け、委託規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

#### イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

### 7 手数料

#### (1) 講習手数料（修了審査代を含む。）

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

#### (2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

### 8 受付期間

令和 4 年 10 月 3 日（月）から同月 14 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて 6 人になり次第受付を終了する。

### 9 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

### 10 その他

#### (1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18 歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しない者

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

#### (2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話 099-206-0110 内線 5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。